

參考資料

1. GHG の見える化

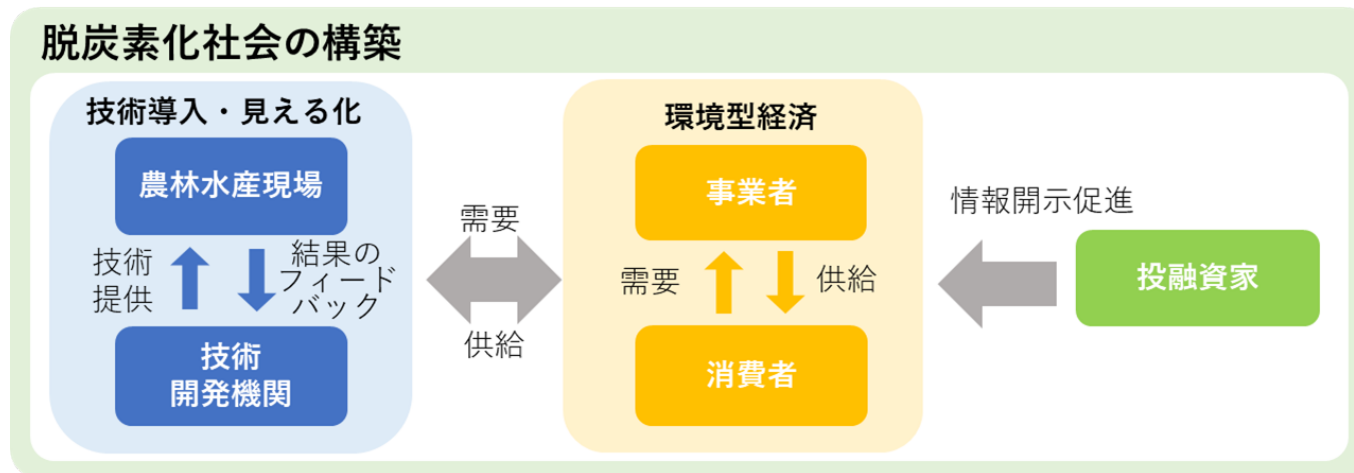
1 食料・農林水産業の脱炭素化の実現に向けて

脱炭素化技術の導入の推進

現在、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減・吸収技術の研究開発が進められています。既に排出削減効果を実証された技術の中には、普段の栽培や管理方法を工夫することで導入できる技術や、農作物の品質向上、農作業の省力化、コスト削減等が期待できる技術もあります。今後の脱炭素化技術の研究開発も踏まえ、積極的な技術導入が望まれます。

排出削減・吸収量の可視化

技術導入による温室効果ガスの排出削減・吸収を定量的に示し、可視化（見える化）することも重要です。削減努力の可視化は、消費者や投融資機関からの応援につながり、社会を巻き込んだ脱炭素化を促します。一方で、自然を相手に営まれる農林水産業は、栽培環境、気候条件等によって排出削減・吸収量がばらつきますので、科学的な知見の蓄積や適切な評価方法の検討を進めることも必要です。

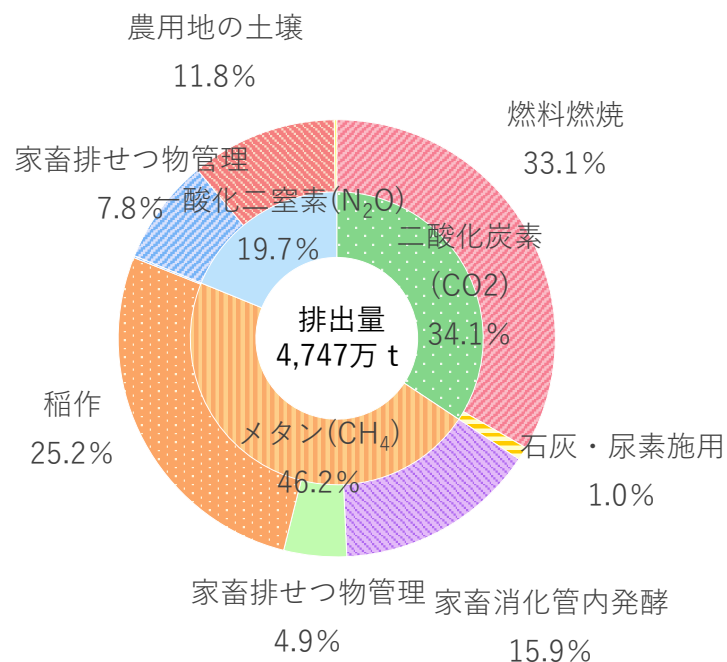


脱炭素化技術の導入を推進し、社会全体として脱炭素化の実現に取り組むことが求められています。

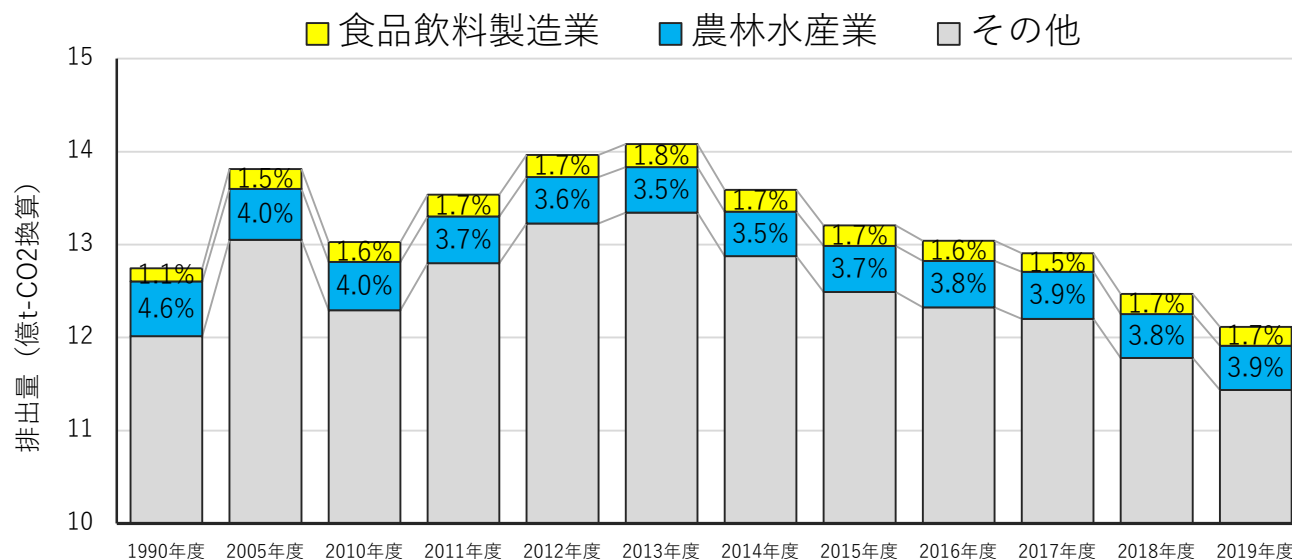
(参考) 食料・農林水産業からの温室効果ガスの排出量

- 地球温暖化の要因である温室効果ガスは、自動車、工場、火力発電所等における化石燃料の燃焼によってその多くが発生していますが、農林水産業において、燃料の燃焼、稲作、家畜の消化管内発酵（げっぷ）など営農活動に伴い温室効果ガスが排出されています。
- 令和元(2019)年度の我が国の温室効果ガス排出量は12.12億トン(二酸化炭素換算)です。そのうち、
 - ・ 農林水産業 : 4,747万トン(総排出量の3.9%)
 - ・ 食品飲料製造業 : 2,030万トン(総排出量の1.7%)となっています。

農林水産分野の温室効果ガス排出の現状
(令和元(2019)年度)



我が国の温室効果ガス排出動向



注: 「食品飲料製造業」は温室効果ガスのうち、二酸化炭素のみの数値

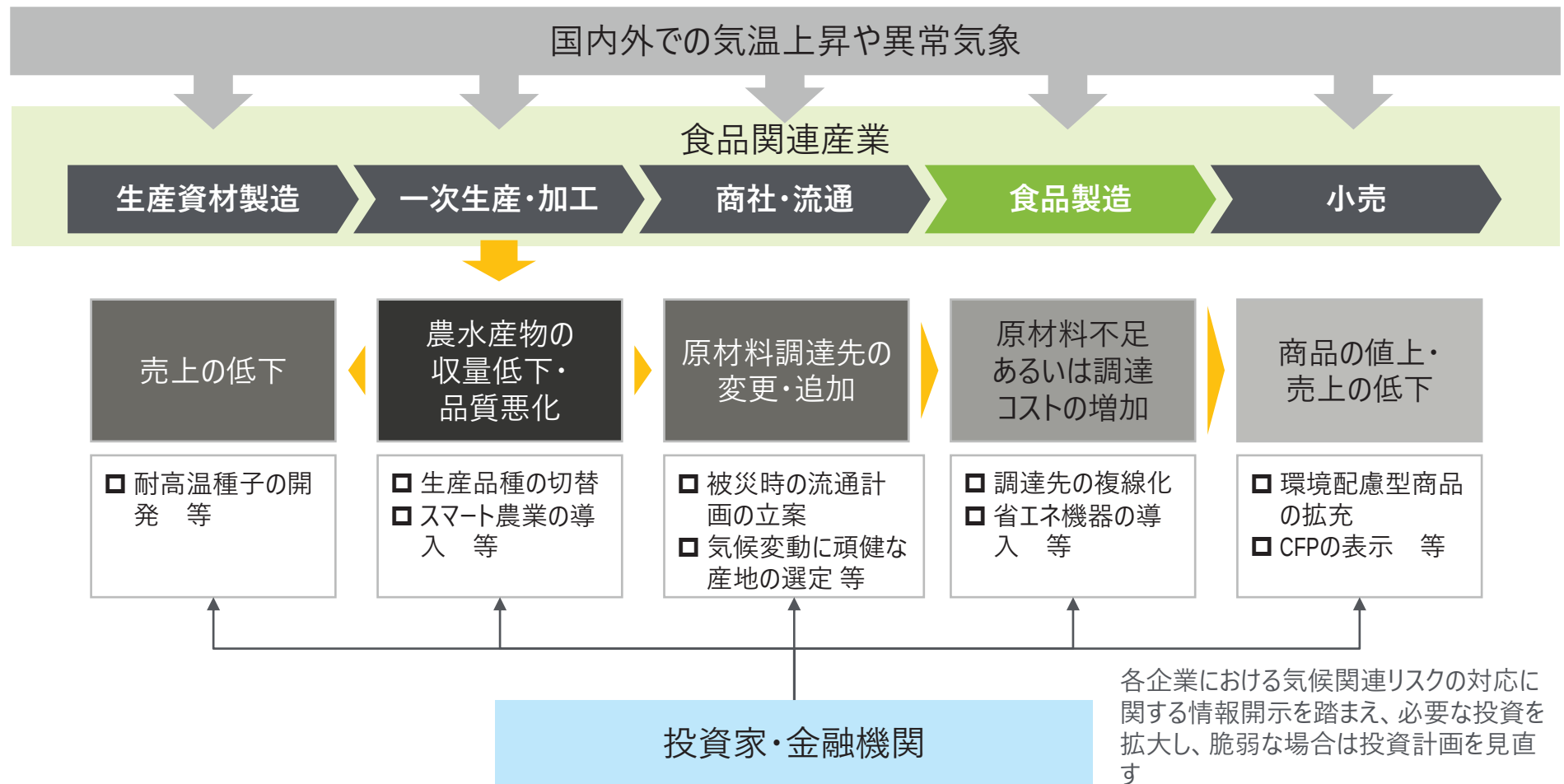
資料: 農林水産省作成
注: 排出量は二酸化炭素換算

(出典) 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 (温室効果ガスインベントリオフィス 2021年4月13日公表)

2 気候関連リスクに対する取組の必要性

気候関連リスクは食料のサプライチェーン広範に影響を及ぼす可能性があり、事前の対策が必要です

例：気温上昇や異常気象による、原材料となる農水産物の収量低下のリスク



(参考)地域脱炭素ロードマップ



- 本年 6 月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」において、国民のライフスタイルの脱炭素化に向けて、製品等の温室効果ガス排出量の見える化を促進していく旨を記載。

「地域脱炭素ロードマップ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」(抜粋)

4 - 2 . グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション

あらゆる商品・サービスの温室効果ガス排出が「見える化」され、AIによる自動選択も含め、国民がライフスタイル（ワークスタイル・働き方も含む。）の中で、自然と脱炭素に貢献する製品・サービスの使用など脱炭素行動を選択できる社会の実現を目指す。

そのために、ブロックチェーン等のデジタル技術も活用し、サプライチェーン全体でのLCAに基づく温室効果ガス排出等の環境価値の把握、見える化、認証を進める。さらに、見える化された情報に基づき、ポイント制度、ナッジ、アンバサダー等により、国民の前向きで主体的な意識変革や行動変容を促し、地域の脱炭素や成長を自分事化できるようにする。

（１）製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化【環境省・経済産業省・農林水産省】

2030年までに、食品のカロリー表示等を参考に、意欲のある企業や生産者が、提供する製品・生産物・サービスのライフサイクルの温室効果ガス排出量や削減努力の効果を客観的な形で自主的に見える化し、商品の包装等やICタグや電子レシート等に盛り込むことにより、生産者・販売者・消費者間のコミュニケーションや、位置情報や購買履歴と組み合わせた在庫・販売管理に活用することができる環境を整備する。あわせて、モデル的な事例を横展開し、企業の意欲を引き出すことで、市場における自社製品等の価値向上のためにこうした見える化がなされ、消費者の選択に活用される状況が一般的になっていることを目指す。

具体的には、関係省庁や関係業界と密接に連携協力して、以下に取り組む。

- ・ 製品・サービスに係る排出量の算定・見える化の現状と課題の整理
- ・ 製品・サービスに係る排出量の算定・見える化の基準と簡易な算定手法の検討
- ・ 再エネ電気の産地、国産木材の活用、節水等の副次的なSDGsへの貢献度合い等も含め、排出量や削減効果を見える化し、排出削減と売上増加や事業効率化を実現するモデルの構築
- ・ 見える化と消費者選好との関係を把握し営業上の影響・効果を明らかにする実証実験
- ・ 温対法に基づく排出削減等指針（事業者による日常生活部門での情報提供）の改定

（２）CO2削減ポイントやナッジの普及拡大

（略）

（３）脱炭素の意識と行動変容の発信・展開

（略）

3 脱炭素型フードサプライチェーンの「見える化」の推進（本年度の進め方）

2021.10.12 農林水産省環境バイオマス政策課

【これまでの取組】

2009～2011年度 カーボンフットプリント(CFP)試行事業(経済産業省・国土交通省・農林水産省・環境省)

(農林水産分野の新規登録数 32件(2011年度)→5件(2020年度) (事業者数:最大46社→11社(2020年度))

+ 見える化ニーズの本格化

【見える化の課題】

- サプライチェーン全体での取組対象とすべき
- 生産者の脱炭素の努力・工夫が反映される必要
- 算定やデータ入手が困難
- 消費者にわかりやすい見える化とすべき

算定やデータ入手の困難性、コスト等が課題

【生産段階の脱炭素の課題】

- どの技術に取り組みばいいかわからない
- 脱炭素の程度や効果がわからない
- 生産段階の努力を流通、小売へアピールする手段がない

【昨年度】

- ・脱炭素化技術の紹介資料の作成
- ・脱炭素技術の定量評価の検討

【今年度】

- ・農産物のGHG簡易算定シートを作成
- ・脱炭素技術紹介資料(対象を流通・製造にまで拡大)
- ・簡易算定シートを活用した見える化ガイドを作成

+ 食品事業者向け
TCFD手引書を充実

企業等による環境配慮経営、情報開示を促進

来年度：見える化の実証

（参考）「地球温暖化防止に貢献するエコ食品の選択意識」調査（抜粋）

1. 地球温暖化に対する考え

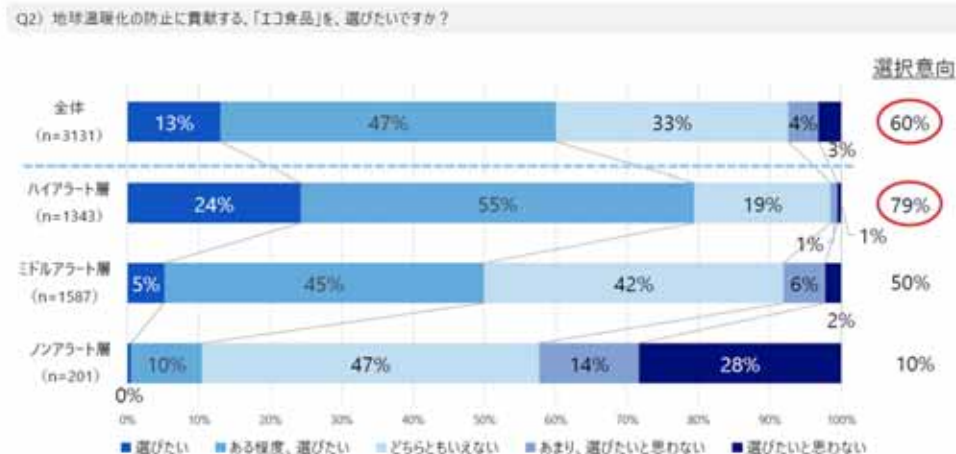
地球温暖化を「危機的」と考える人（ハイアラート層）の割合は43%
「懸念」している人も合わせた割合は、67%に及ぶ



※セグメントと考えの分類は、「Global Warming's Six Americas」(エール大学、ジョージメイソン大学共同調査の気候変動コミュニケーションプロジェクト)を参考としている。
(<https://climatecommunication.yale.edu/about/projects/global-warmings-six-americas/>)

2. エコ食品の選択意向

地球温暖化の防止に貢献する食品（エコ食品）を選びたい人は、全体で6割
ハイアラート層では8割弱（79%）にのぼる



5. エコ食品の選択意向がない人の理由

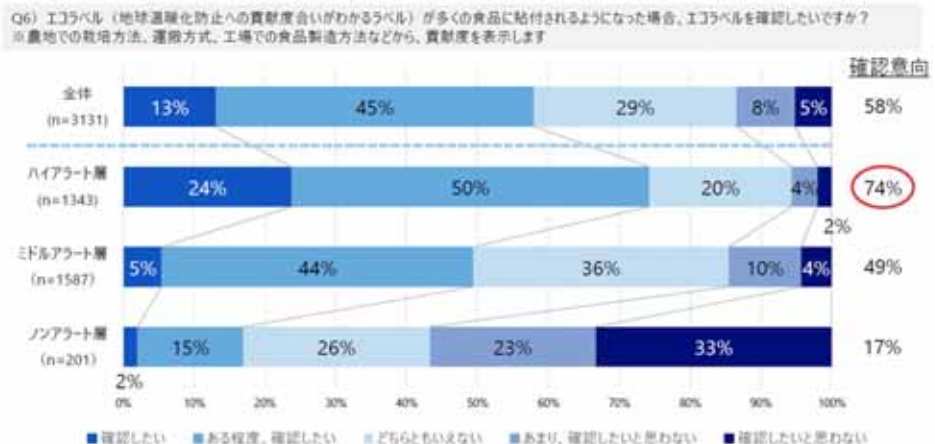
エコ食品を選びたいと思わない人は、理由に「本当にエコ食品なのか、わからないから（45%）」、「エコ食品を判断する情報がないから（40%）」を挙げている



※エコ食品の選択意向に関する回答選択肢のうち、(3)～(5)と回答した人に対して、その理由を尋ねた
(1) 選びたい (2) ある程度、選びたい (3) どちらともいえない (4) あまり、選びたいと思わない (5) 選びたいと思わない

6. 食品上のラベル確認意向

食品上のエコラベルを確認したいと考える人の割合は、全体で約6割弱（58%）、ハイアラート層では約7割（74%）



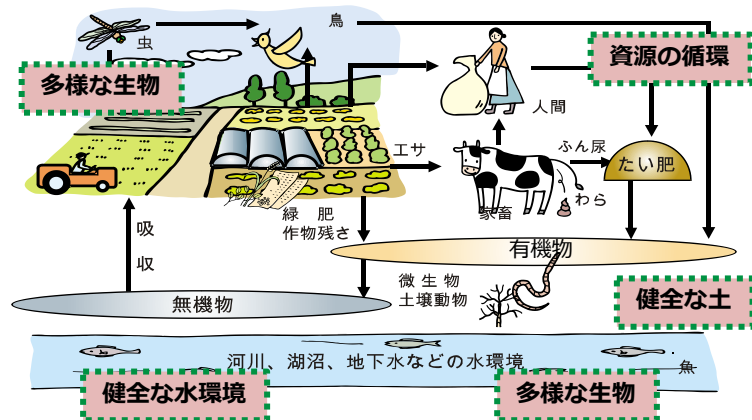
2. 有機

1. 有機農業・有機農産物とは？

有機農業

- 我が国では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、“「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業”と定義されている。
- コーデックス委員会*1『有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）』によると、“有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである”とされている。

*1：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。



【食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）と有機農業の関連】

第四条 農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、**農業の自然循環機能*2が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。**

第三十二条 国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、**農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる。**

*2：農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつこれを促進する機能のこと。

有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した
「有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）」の基準に従って生産された農産物。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、「有機」「オーガニック」等と表示ができる。



⚠ 認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできない

「有機農産物の日本農林規格（有機JAS）」には、

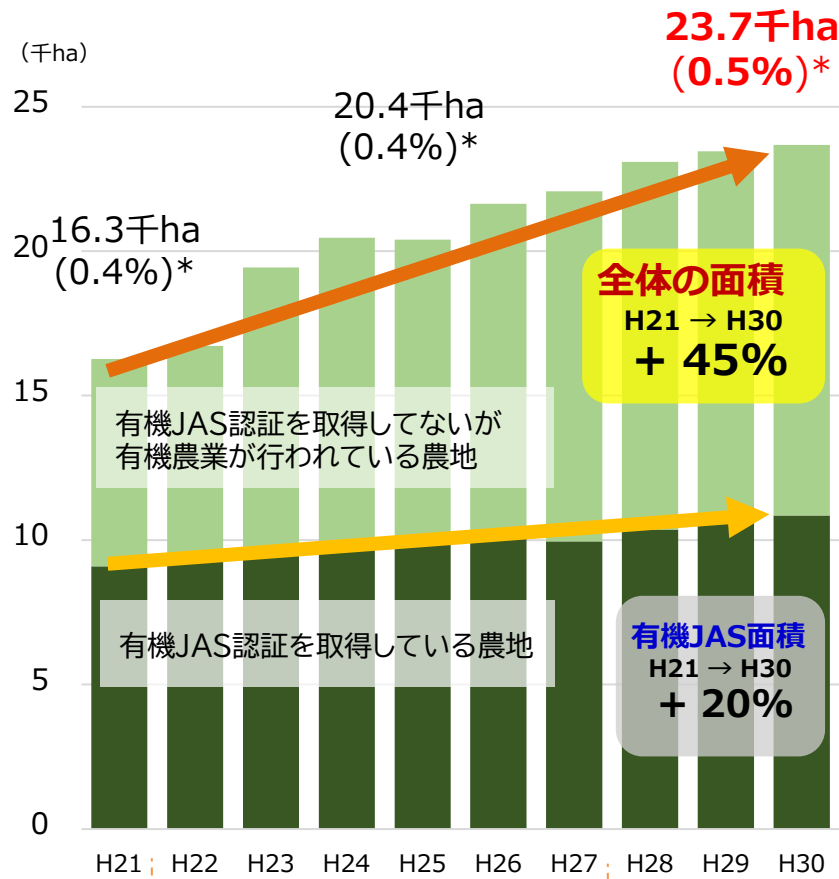
化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
 - ・は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
 - ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと
- などが記載されている。

2. 我が国の有機農業の生産概況

○ 我が国の農業における有機農業の面積は0.5%を占めるに過ぎないが、生産・市場は増加傾向。

■ 日本の有機農業取組面積／全耕地面積に占める割合



※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22～26年、27～30年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとに集計方法が異なる。）

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査（農業環境対策課実施）の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

■ 有機農業に取り組む農家数の推計(H22)

* () 内は総農家数に対する割合

全国の総農家数	2,528,000 戸
有機農業に取り組んでいる農家戸数	12,000 戸 (0.5%)*
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸 (0.2%)*
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸 (0.3%)*

全国の総農家数は2010年世界農林業センサス、有機農業に取り組んでいる農家戸数は、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ

■ 日本の有機食品売上の推移

推計年度	2009年	2017年
日本全国の有機食品市場規模の推計値(円)	1,300億円	1,850億円

8年で約4割拡大！

※ 2009年は、IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計をもとに、農業環境対策課作成

3. 有機農産物の安定生産に向けた動向

○品目によっては、栽培体系の確立や技術開発など有機農業技術の開発が推進。

○新規に農業へ参入する者は、有機農業に関心が高い傾向。

■ 有機栽培マニュアルの整備

- 暖地の水田二毛作、ハウレンソウ(施設)及びレタス(高冷地・露地)の有機栽培に係る安定栽培技術を解説したマニュアル(2019年)
- 高能率水田用除草機と耕種的抑草技術を組み合わせた雑草対策を中心に、最新の有機栽培体系を解説したマニュアル(2020年) ほか



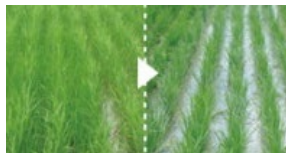
■ 新規参入者における有機農業等への取組状況

	全作物で 有機農業を実施	一部作物で 有機農業を実施
平成22年	20.7%	5.9%
平成25年	23.2%	5.7%
平成28年	20.8%	5.9%

※ 新規就農者の就農実態に関する調査(H18, H22, H25, H28 全国農業会議所 全国新規就農相談センター)に基づき農業環境対策課作成。本調査の調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

※ 新規就農者調査(農林水産省)によると、平成22年、平成25年、平成28年の新規参入者は、各々1,730人、2,900人、3,440人。

■ 有機栽培に使用できる開発技術の例(高能率水田用除草機)



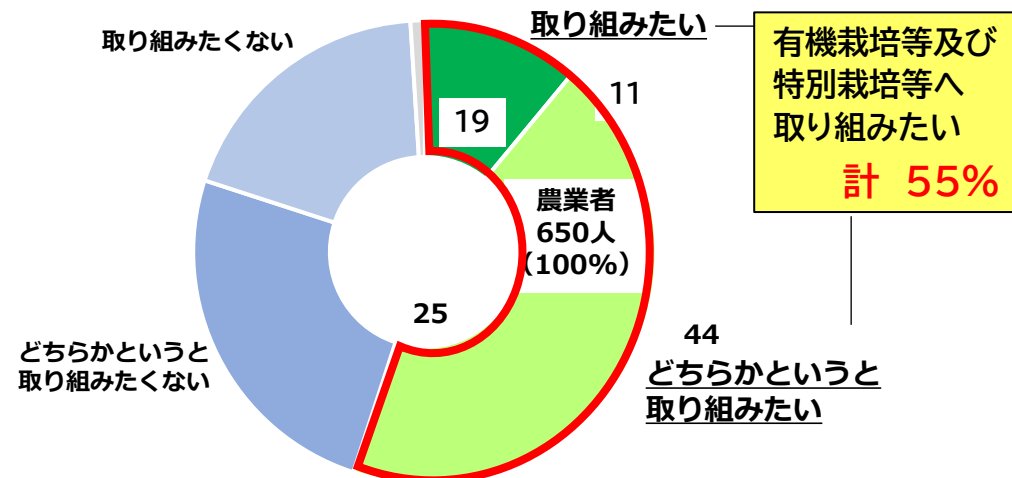
【除草機の効果・特徴等】

- 除草効果:8割以上 (対無除草区)
- 労働時間:6割削減 (対慣行有機栽培)
- 収 量:概ね9割 (対慣行栽培)
- 4条用、6条用、8条用の3タイプ
- 180万円~230万円(税込み)

出典:高能率水田除草機を活用した水稲有機栽培の手引き(農研機構)

高精度水田用除草機による除草

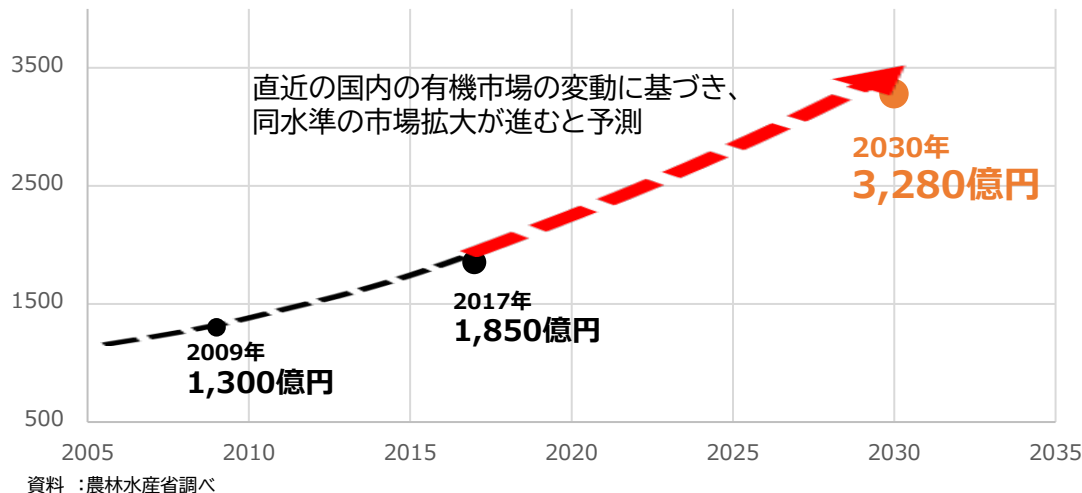
■ 慣行栽培に取り組む農業者の有機栽培等への取組の意向



4. 有機農産物の流通・販売における動き

○ 我が国の有機食品市場は拡大傾向。関係事業者の参入意欲も高い。

■ 我が国の有機食品市場の見通し



■ ニーズの高まりを受けた販路の拡大

様々な販路拡大の動き

オーガニック専門スーパーの拡大（バイオセボン・ジャパン(株)）

2016年12月にオーガニック専門スーパー「Bio c' Bon」を開店。21年6月までに都内や神奈川県内で26号店まで開店



多数の店舗で連携して売り場を設置（CGC高知オーガニック）

・CGC加盟の4社15店に「高知オーガニック」コーナーを設けることで認知度向上と市場拡大

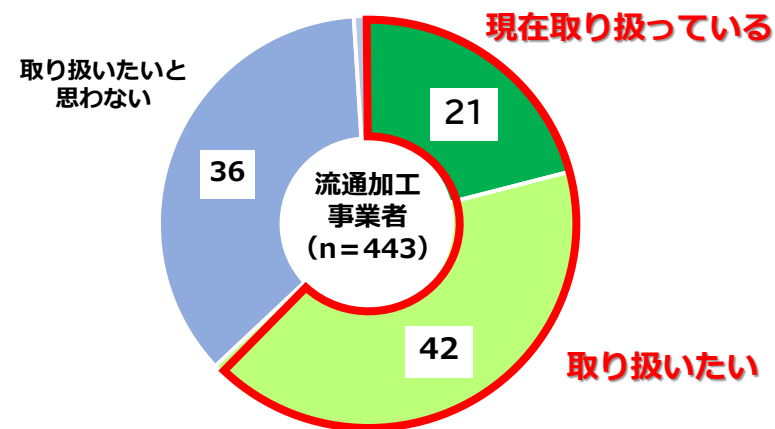
・店舗を集荷拠点とし、既存物流を利用した配達により、コストを抑え安定供給を実現



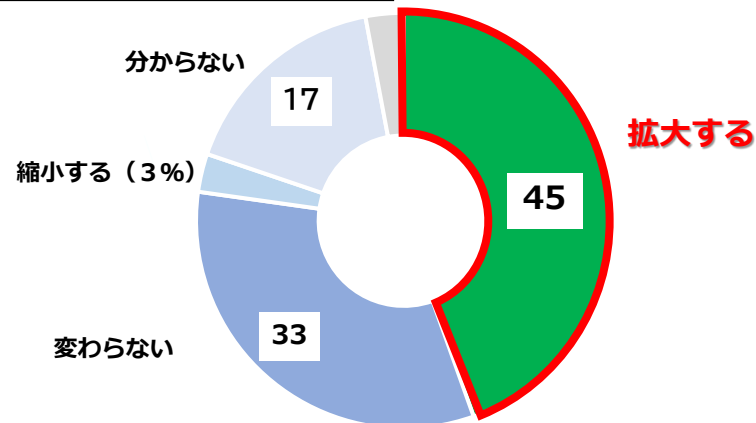
出典：農林水産省（「有機・持続オンライン勉強会」講演資料）

■ 有機農産物の流通・加工業者の意識

有機農産物等の取り扱いの意向と取り扱っている理由（取り扱いたい理由）



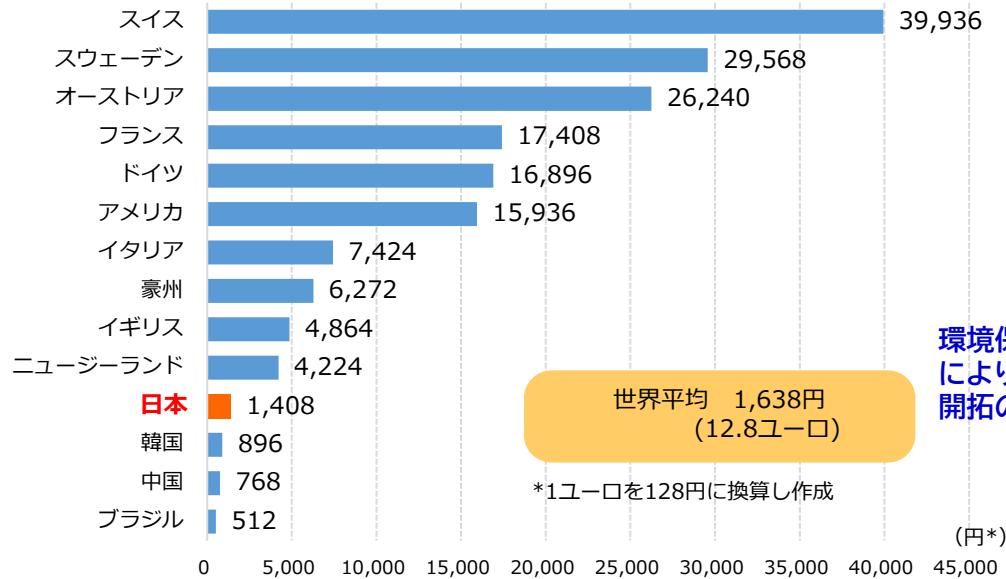
今後の有機農産物等の需要



5. 消費者の動き

- 海外に比べると、我が国の1人当たり有機食品の消費額は低く、拡大の余地は十分。
- 潜在需要を顕在化させるためには、消費者の理解醸成や消費者が買いやすい環境を整える必要。

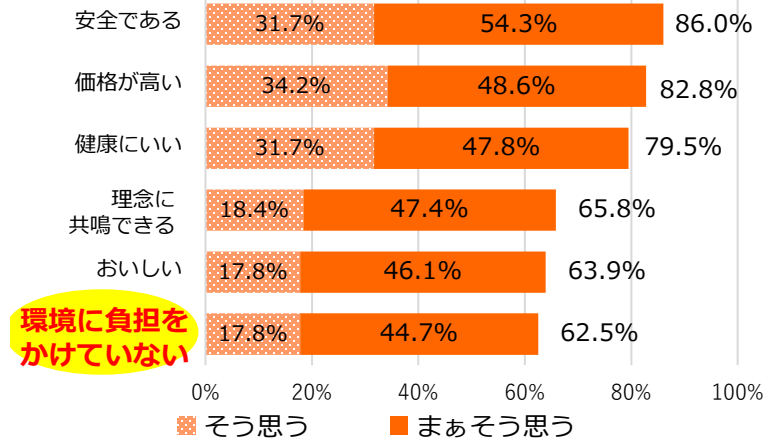
■ 国別1人当たりの年間有機食品消費額(2018年)



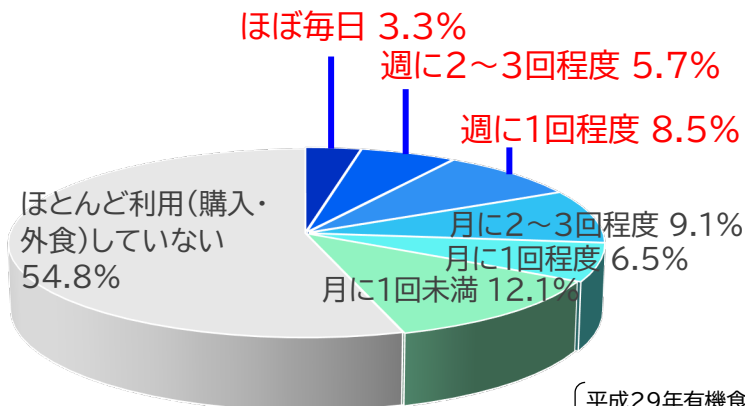
※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2019をもとに、農業環境対策課作成

環境保全効果の周知
により、新たな需要
開拓の可能性

購入している有機食品のイメージ (複数回答)

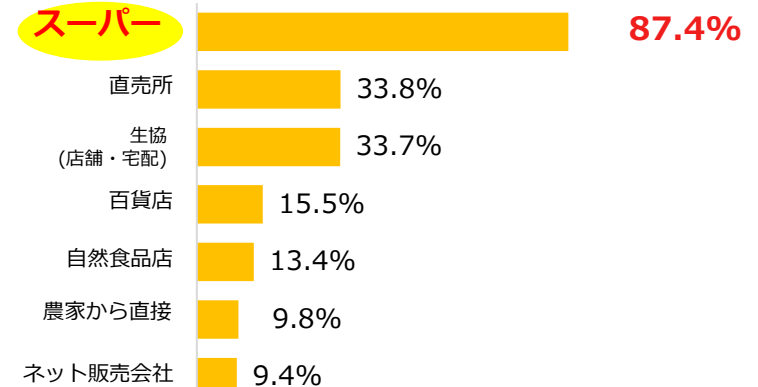


■ 有機食品の購入や外食の頻度



週1回以上
有機食品を利用
17.5%

有機食品の購入先 (複数回答)

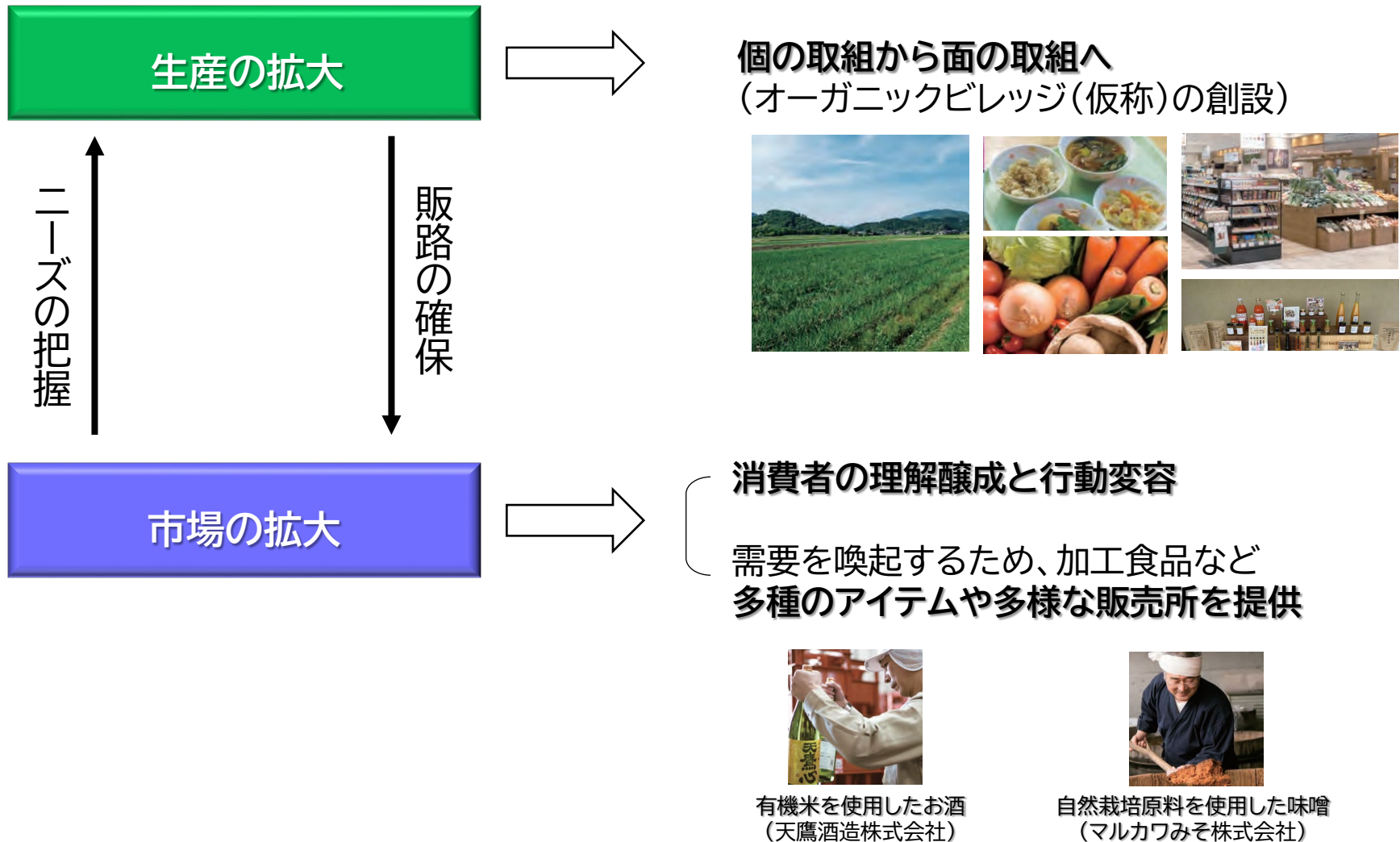


〔平成29年有機食品マーケットに関する調査(農林水産省)より
国内の16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=4,530) 〕

出典：平成29年度有機マーケットに関する調査（農林水産省）

6. 今後の有機農業の推進方針

- 有機農業の拡大に向けて、モデル地区の創設による生産の拡大と、消費者の理解醸成や多様な販路の確保による市場の拡大を同時に推進。



<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、地方自治体のビジョン・計画に基づく有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出します。

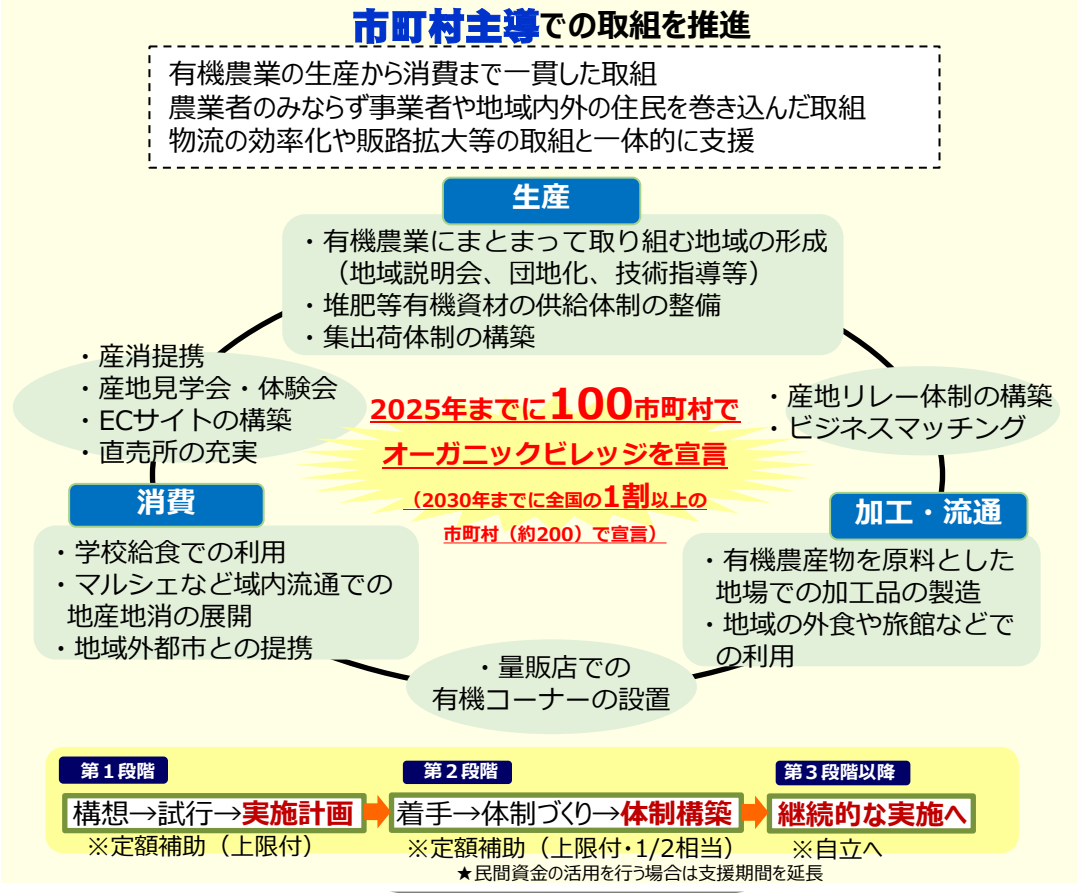
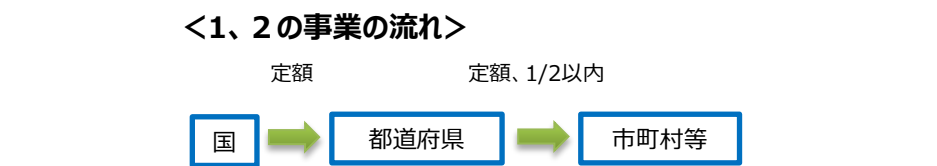
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 先進地区創出に向けた取組試行
- 有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等において、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、
- ① 構想の聴取（農業者、事業者、住民、専門家等からの意見の聴取等）
 - ② 試行的な取組の実施（団地化、集出荷体制の構築、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置、地場での加工品製造等）
 - ③ 実施計画の取りまとめ等を支援。
2. 推進体制構築支援
- 実施計画に基づく、生産から消費まで一貫した地域ぐるみの取組の継続的な実施に向け、
- ① 推進体制が整うまでの暫定段階の取り組み
 - ② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援。
- ★民間資金の活用を行う場合は支援期間を延長

（関連事業）先進事例の共有

各地の取組を発信し横展開を促す会議等の開催を支援。
（有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施）



<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略に基づき、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓を促進します。

<事業の内容>

1. 有機農産物の取扱促進事業

有機農産物の試行的な取扱いを支援し、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進。

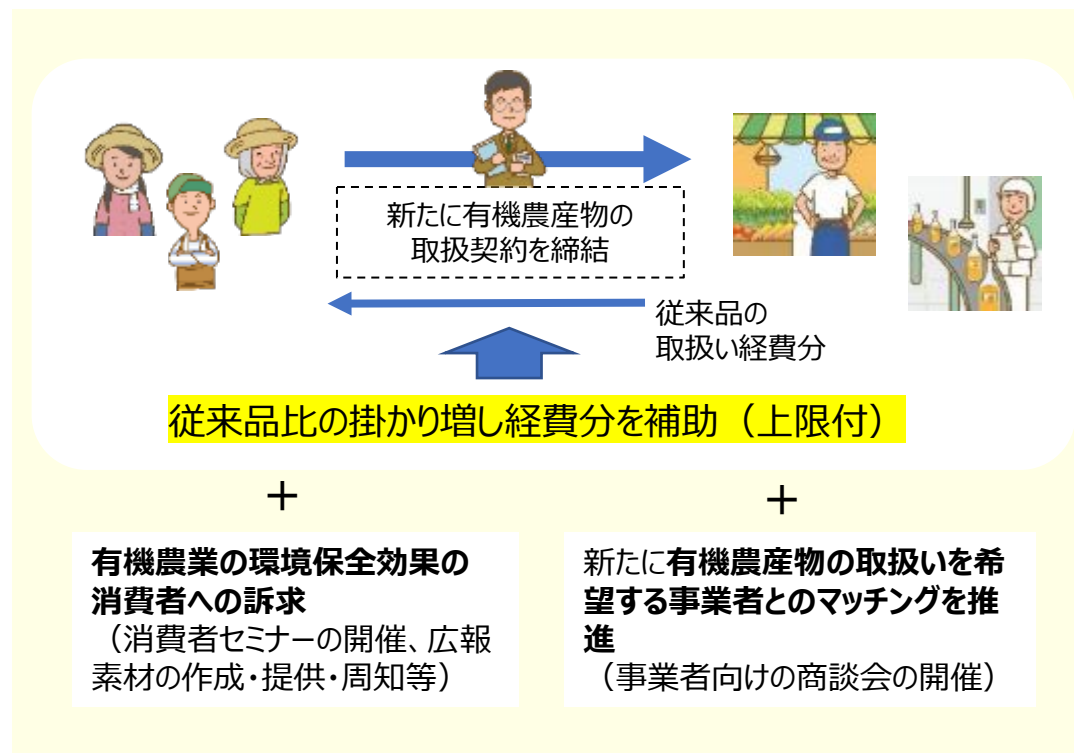
① 有機農産物の販路拡大推進

有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費を支援

② 推進活動費

有機農業の環境保全効果の消費者への訴求、及び、有機農業に取り組む生産者と新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチングを推進

<事業イメージ>



<事業の流れ>



- ・環境保全効果を有する有機農業で生産された農産物の需要を喚起
- ・事業者には有機農産物の取扱いを促し、有機農産物の多様な販路を新たに確保

8. 地方公共団体の取組

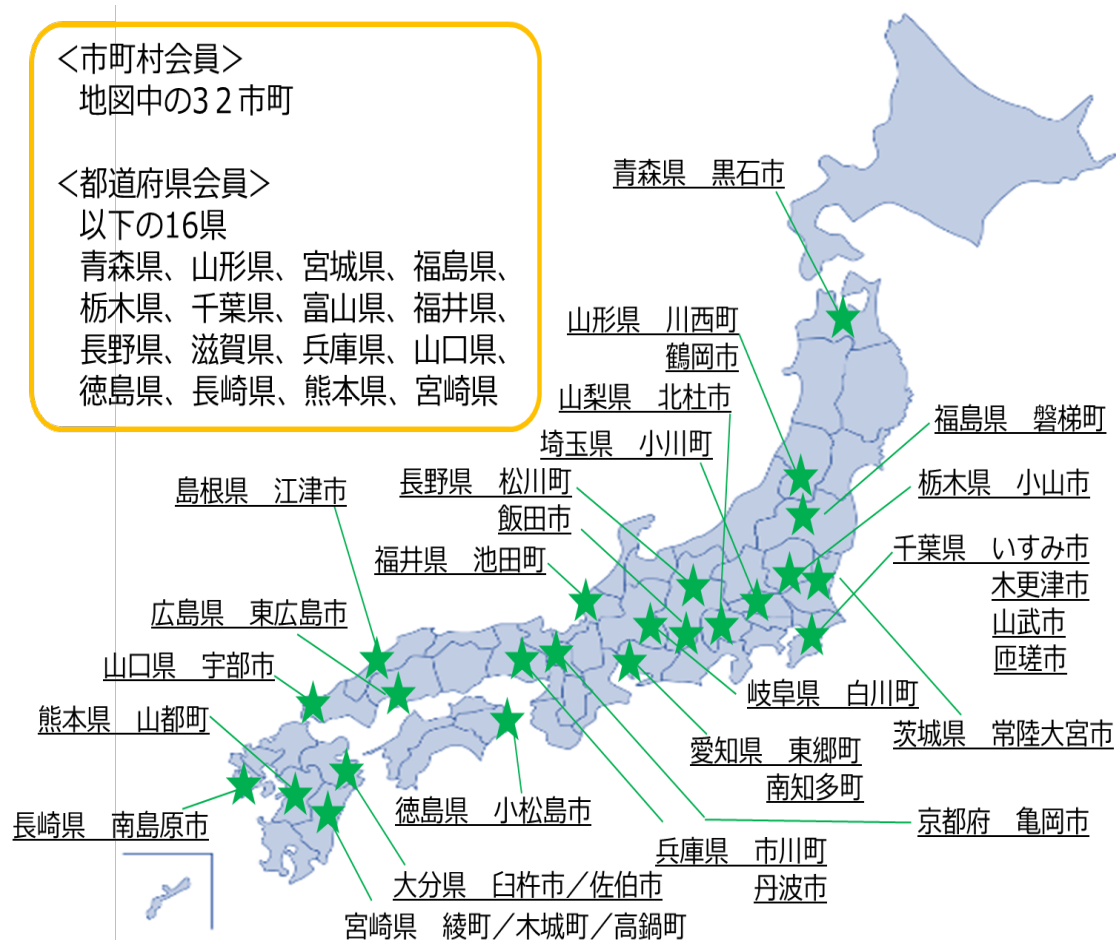
- 有機農業の活用を図る市町村や、都道府県、民間企業の情報交換等の場を設け、地方自治体における有機農業の推進をサポート。

■ 自治体ネットワークの活動

令和3年10月5日時点で32市町16県が参加

＜市町村会員＞
地図中の32市町

＜都道府県会員＞
以下の16県
青森県、山形県、宮城県、福島県、
栃木県、千葉県、富山県、福井県、
長野県、滋賀県、兵庫県、山口県、
徳島県、長崎県、熊本県、宮崎県



■ セミナー等を通じた自治体間の情報共有

有機農産物 物流効率化セミナー2021

(令和3年1月26日 オンライン開催)

- 有機の物流効率化への取組
 - 国産有機サポーターズからの意見
- を共有



自治体のための有機農産物の学校給食での使用、ネットワーク化についての意見交換会

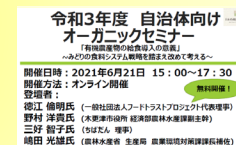
(令和3年2月22日 オンライン開催)

- 愛知県東郷町、宮崎県綾町から報告
 - 学校給食での有機農産物使用の推進策の現状や、自治体ネットワークへの期待等について意見交換
- (傍聴も含め、13県22市町村が参加)

自治体向けオーガニックセミナー

(令和3年6月21日～ オンライン開催)

- 6月のセミナーには、会員内外 80自治体が参加
- セミナーや交流会等を年内に複数回開催予定しており、自治体間の相互連携をさらに促進



9. 市場拡大に向けた取組

- 有機市場の拡大に向け、令和2年9月、国産有機食品を応援頂ける小売業者及び飲食サービス事業者を構成員とするプラットフォーム「国産有機サポーターズ」を立ち上げ。

国産有機サポーターズは、

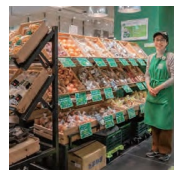
国産の有機食品の需要喚起に向け農林水産省が、事業者の皆様と連携して取り組んでいくための新たなプラットフォームです！

サポーターズ参加各社に取り組んでいただくこと

令和3年10月29日時点で86社が参加



店舗等での
国産の有機食品
の取扱い



店舗での販売
(Bio c' Bon)

サポーターズ
関連の取組の
機会活用



取組発表
(オンライン勉強会)

消費者への
分かりやすい
情報発信



Webで情報発信
(コープデリグループ)

サポーターズ
ロゴ



サポーターで
あることの
情報発信



HPで掲載
(Green Market)

国産有機サポーターズへ
参加希望の方はこちら →



3. ESG/人權

食品産業における E S G の取組推進



- E S G 投資に係る資金を食品企業に円滑に呼び込み、今後の食品産業の持続的な発展を図るためには、E S G に対する**正確な理解**のもと、**企業の取組**を進めていくとともに、その取組内容を**効果的に開示**し、**第三者機関等の適切な評価**を確保していくことが重要。
- 新事業・食品産業部においては、**E S G の取組に係る知見を共有化するための勉強会**、上記の取組に当たって必要となる基礎情報等を調査・分析するため、本年度、「**E S G 投資に係る食品企業等への影響調査委託事業**」を実施。

※ E S G : Environment-環境、Society-社会、Governance-企業統治

○ E S G 投資の重要性

- ◇ E S G 指数選定に係る年金積立金管理運用独立行政法人 (G P I F) のプレスリリース (平成29年7月3日) <抜粋>
 - ・ E S G 指数公募の目的
G P I F のようなユニバーサル・オーナー (広範なポートフォリオを持つ大規模な投資家) にとっては**ネガティブな外部性 (環境・社会問題等) を最小化**することを通じ、**ポートフォリオの長期的リターンの最大化を目指すことは合理的**。

○ E S G に係る食品関連企業勉強会

- ◇ 開催趣旨
各食品企業における E S G への優れた取組について、企業間での情報共有を図ることを目的とした**勉強会を開催**。
- ◇ スケジュール
11月から年度内に**5回程度を開催**。
【テーマ】
食品ロス抑制及び食品リサイクル、持続可能な原料調達、人権、脱プラスチック及び容器包装リサイクル、脱炭素

○ 食品産業への E S G 投資資金の呼び込み

I 食品企業等における **E S G への理解の促進**



II 食品企業等における **E S G への取組の推進**



III 食品企業等における E S G への取組内容に係る効果的な**情報開示の促進**



IV 第三者評価機関等による食品企業等の E S G への取組内容に対する**適切な評価実施の確保**



V 金融機関等の E S G に係る投融資の食品企業等へ**資金供給の円滑化**

食品企業のESGに関する主な取組



	食品ロス抑制 及び食品リサイクル	持続可能な原料調達	人権	脱プラスチック 及び容器包装リサイクル	脱炭素 (温暖化防止対策)
KPI	2025年度までに食品廃棄量を2015年度比で50%削減。 食品リサイクル率を95%以上。	2030年度までにパーム、コーヒー豆等の調達についてRSPO100%。 2020年までに国際認証原材料の取引量を2012年比で10倍に拡大。	2020年度までに新入社員、管理職昇格者への人権研修受講率100%。 2030年までにパーム油の調達に関して労働環境改善プログラム適用率100%。	2030年度までに環境に流出するプラスチック廃棄物ゼロ化。 2030年度までに、ペットボトルの素材を植物由来素材に100%切り替え。	2030年度までに2015年度比でCO₂総排出量を50%以上削減。(スコープ1及び2) 2019年度比で、CO₂の排出量を2030年度までに30%削減。(スコープ3)
具体的取組	2020年から賞味期限表示を「年月日」から「年月」に順次変更。 - 賞味期限切れなどにより廃棄される製品をフードバンクに寄贈。 - 販売店等と連携した店舗の販売傾向の見直し、商品納入の最適化によりフードロスを削減。	- 国内全工場でRSPO認証油の調達を開始。 - 取引先と協働で人権・環境、アニマルウェルフェアに配慮した調達に組み。 - 社として「持続可能な調達原則」を策定。	- 社としての人権方針を策定。 - サプライヤーにアンケートを実施し、人権・環境への課題の有無を把握。 - 従業員向け内部通報窓口を設置。	- 商品容器プラスチックの軽量化、薄肉化。 - 使用済みプラスチックの再資源化事業。 - 紙製容器を使用によるプラスチック使用量を削減。	- 国内外の拠点に太陽光発電を導入。 - バイオマス発電電力の購入。 - ガスコジェネレーションシステムの導入。 - モーダルシフトの取組、食品他社と物流事業の統合。

「技能実習生・特定技能としての外国人労働者の責任ある雇用ガイドライン」(概要)

1. ガイドライン策定の背景/ポイント

- ・CGF(コンシューマー・グッズ・フォーラム)は、世界的な大手小売企業・食品企業が参加している団体で、国内の大手企業も参加している。(詳細下記参照)
近年はESGに力を入れており、2021年9月「**外国人労働者の責任ある受け入れに関するガイドライン**」を策定した。(外部公開は2021年11月末予定)
- ・現在、国際的な要請も踏まえ、政府全体でも、昨年10月に「**ビジネスと人権**」に関する行動計画」をまとめ、引き続き関係省庁で議論を進めている。
- ・経済産業省では上場企業を対象にサプライチェーン上の人権問題に関する大規模な調査を行っている。
- ・本ガイドラインは、今後、CGFの参加企業がサプライチェーン全体の管理のために活用することと、**国内外の原材料の生産、流通、加工の各段階における外国人労働者の活用に影響を及ぼすもの。**
- ・CGFとしては、**農業、水産業の技能実習に強い関心があり、当該分野への周知が必要と考えている。**

2. ガイドライン骨子

- ・ASSC(The Global Alliance for Sustainable Supply Chain)「外国人労働者の責任ある受け入れに関する東京宣言2020」(13項目)をベースに、日本の外国人技能実習制度に準拠する内容で策定した。
- ・外国人労働者の雇用に関して、**(16項目)を時系列**で掲載し、**必須/任意**の取組に分けて記載。

【雇用工程全体】

- 1) 関連法令の遵守
- 2) 人権の尊重
- 3) 外国人労働者雇用方針の策定

【採用準備】

- 4) 仲介業者等の利用
(送り出し機関・管理団体・登録支援機関等)
付記：**ベトナム人受け入れに関わる留意事項**

【採用から入社まで】

- 5) 強制労働、差別の禁止等
- 6) 仲介手数料とその他関連費用の制限
- 7) 雇用条件
- 8) 採用時の研修など

【雇用中】

- 9) 労働基本権
- 10) 労働者の強制労働からの自由
- 11) 身分証明書などの保管の禁止
- 12) 賃金及び労働時間
- 13) 安全衛生
- 14) **苦情処理制度(※)**

【契約の終了・解雇・帰国】

- 15) 契約終了・解雇
- 16) 帰国費用

時系列

・CGFはガイドラインとして策定し、**各社にガイドラインへの賛同・社内規定化を要請**予定

・サプライチェーンに対する要請の根拠とし**CSR監査等で活用し、各社のDD(デューデリジェンス)活用**を促す。

・日本はESGで人権関し評価が低く、海外からの指摘もある。欧米ではレベルプレイングフィールド(公平な競争条件)の考えの下、輸入規制に利用されるリスクの可能性に注意

・**※苦情処理制度**：企業のDD実施と同様に、当ガイドラインでのポイントの一つ。
JICAが進めている労働者の意見を聴くアプリ(ホットライン)システムの導入を検討中。
透明性を高め、人権問題の予防的な措置を講じる。

3. ガイドライン策定の経緯

- ・2011年 ビジネスと人権に関する指導原則(国連採択)
- ・2013年 バングラディッシュ・ラナプラザビル倒壊事件、服飾メーカーにSCM(サプライチェーンマネジメント)責任が問われる
- ・2014年 タイ・ミャンマー人権問題、USAがタイを最低ランクに格付けにする等。
- ・2015年12月 CGF理事会にてバリューチェーンから強制労働を根絶するために努力する旨を決議。
- ・2016年12月 CGF理事会にて強制労働に関する「業界の優先的な3原則」を承認
- ・2018年 CGFグローバル会議で原則→行動が採択。日本からの参加は他国に比べ極端に少なく、海外から日本が当該問題への意識が低いと指摘を受ける。
- ・2019年2月 CGF「ビジネスと人権」スタディグループ発足
>外国人技能実習生をはじめとする問題
>人権デュー・デリジェンス(DD)の普及促進
への取組を開始
- ・2021年9月 CGF「外国人労働者の責任ある受け入れに関するガイドライン」策定

【CGF(コンシューマー・グッズ・フォーラム)とは】

- ・製造業と小売りを繋ぐ唯一の国際団体。
2009年設立、400社、70か国以上
- ・日本からは64社 内5社が理事会社
(味の素、イオン、花王、キリン、ローソン)
- ・4つの柱の下8つの行動連合(分科会)
- ・農水省とはGFSIで連携した活動を推進。



「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」について

調査概要・目的

- 日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する政府として初の調査（経済産業省と外務省が連名で実施）
- 日本政府は、2011年に国連人権理事会で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定。行動計画では、その規模、業種等にかかわらず、日本企業に対して、人権デュー・ディリジェンスの導入への期待を表明しており、本調査は、行動計画のフォローアップの一環として、企業の取組状況を把握することを目的として実施したもの。

調査期間

2021年9月3日～10月14日

調査対象

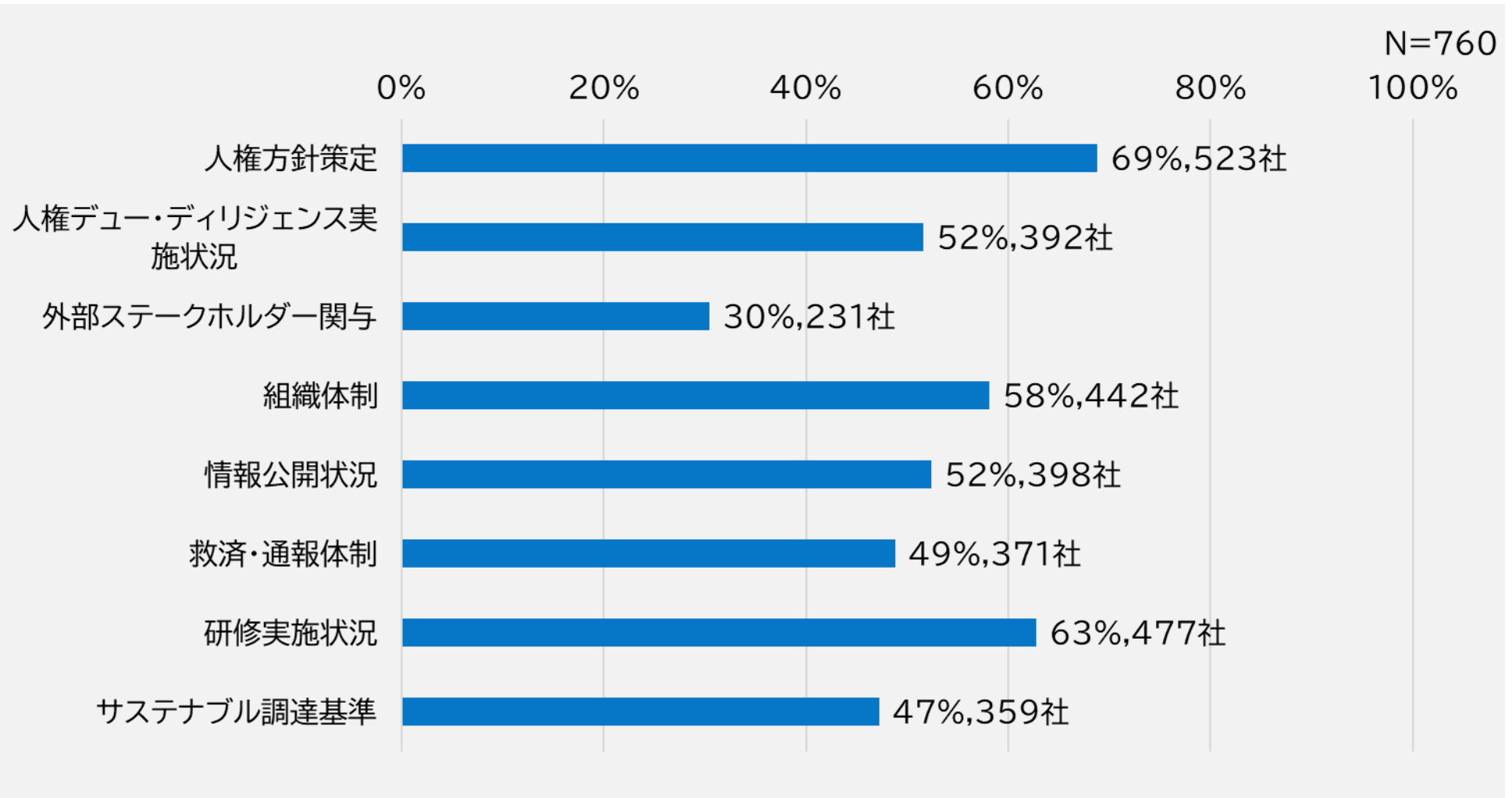
2021年8月末時点での東証一部・二部上場企業等

対象企業数及び回答企業数

対象企業数2786社に対し、回答企業数760社

結果概要

- 回答した企業(760社)のうち、約7割が人権方針を策定し、5割強が人権デュー・ディリジェンスを実施。外部ステークホルダー関与は3割にとどまる。



4 . アジア・モンスーン地域へ の貢献

国連食料システムサミット結果概要



- 日時・場所 2021年9月23日（木）、24日（金） ※オンライン形式
- 主催者 アントニオ・グテーレス国連事務総長
- 目的 2030年までのSDGs達成に向けた「行動の10年」の一環として、食料システム（注）を改革するための行動を導くための方途を議論し、関係者の連携・協力を促進する（注）食料システムは、食料の生産、加工、流通、消費などに関わる様々な活動を意味する。
- 出席国 我が国から菅総理大臣が参加。イタリアのドラギ首相、米国のヴィルサック農務長官、フランスのル・ドリアン外務大臣、英国のゴールドスミス環境・食料・農村省閣外大臣、ドイツのミュラー経済協力・開発大臣、中国の唐仁健農業農村部長等、150か国以上が参加したほか、国際機関、民間企業、市民社会などからも多くの関係者が参加。
- サミット概要
 - （1）国連事務総長による行動宣言の発出
持続可能な食料システムは飢餓の増加、気候変動、生物多様性などの課題に不可欠な解決策とし、科学とイノベーションへの投資、地域の条件に応じた取組、ルールに基づく貿易の重要性等を指摘し、食料システムの変革の方向性を提示。
 - （2）各国政府等からの、食料システムの変革に向けた取組の発表
各国首脳・閣僚や関係者から、食料システムの変革に向けた取組や考えについて発表。
我が国からは、菅総理がビデオステートメントを行い、世界のより良い「食料システム」の構築に取り組んでいくとして、①生産性の向上と持続可能性の両立、②自由で公正な貿易の維持・強化、③各国・地域の気候風土、食文化を踏まえたアプローチ、という3点の重要性を強調。
また、「みどりの食料システム戦略」を通じ、持続可能な食料システムの構築を進めていく旨発言。
 - （3）共通の課題に取り組むためのイニシアチブの形成の動きの紹介
サミット後も関係者が連携、協力した取組を進めるための複数のイニシアチブの形成の動きを紹介。主なものとして、飢餓ゼロ、健康な食生活、学校給食、食品ロス、アグロエコロジー、水産食品、AIM for Climate（気候のための農業イノベーション・ミッション）、働きがいのある人間らしい仕事と生計のための賃金が紹介された。
- 今後の予定 2年ごとにグローバルなストックテイク会合を開催。



ステートメントを述べる菅総理

食料システムサミットへの我が国の貢献

国内対話の実施

- 加盟国の中で最も多い**63回の「国内対話」**を実施し、様々な国内関係者（生産者団体、民間企業、地方自治体、消費者等）から食料システムの変革に必要な取組について意見・アイデアを聴取。国連に報告。
- **69の企業・団体**が、自らが行う取組等を**コミットメント・提言**として国連に登録。
- **農業高等学校・水産高等学校**が取り組んでいる**食料システムへの変革につながる取組**、国内外の有識者・料理人からの**和食のバランスの良さ、健康・環境面などの強みのビデオメッセージ**を国連HPに掲載。



6月18日「全体対話」での
野上大臣と出席者



高校生のビデオメッセージ

食料システム変革に向けた道筋（National Pathway）の策定

「国内対話」も踏まえ、**本年5月に「みどりの食料システム戦略」**を策定。同戦略の内容を軸として、我が国の食料システム変革に向けた考え・取組を整理した**「我が国が目指す食料システムの姿」**を国連に登録。

プレサミットでの発信・各国との連携

- **野上農林水産大臣**から、「みどりの食料システム戦略」を紹介しつつ、日本が重視する、イノベーションの推進、バランスのとれた食生活、各国・地域のおかれた自然条件等に基づいた取組の重要性等について強調。
- 食料システムサミットを契機とした**各国との連携、協力の推進の一環として、万能（one-size-fits-all）な解決策はないことについて東南アジア各国と、イノベーションの推進についてEUと、バランスの取れた食生活の重要性についてフランスと、それぞれ共同文書に合意。**



閣僚ラウンドテーブルで
発言する野上大臣



日EU間で共同文書に合意

持続可能な農業生産及び 食料システムに関する共同文書（仮訳）

2021年7月23日

我々、カンボジア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの農業担当大臣は、国連食料システムプレサミットの間において、持続可能な農業生産及び食料システムを達成することの重要性を共同で認識する。

アジア・モンスーン地域に属する国々として、我々は、農業生産に関して、高温多湿の気候条件、水田主体の農業、中小規模農家の割合の高さといった地域の特殊性を共有している。

これらの地域の特殊性を考慮し、我々は、持続可能な農業生産及び食料システム、並びにSDGsという目標を達成するために最大限の努力を払うつもりである。一方、化学農薬及び化学肥料の使用量の削減方策を含め、その目標に至るための万能（one-size-fits-all）な解決策はないことを認識する。

我々は、農業及び関連産業の分野において、特に中小零細農家にとって、イノベーションが持続可能な農業生産及び食料システムへの鍵であり、イノベーションを強化するためには民間部門の投資を促進する必要があることを確信している。

また、デジタルツール、機械化及び病害虫管理体系のような革新的・持続的な農業慣行や農業技術を導入するために国際的な協力は重要であり、我々は、生産性と環境保護のバランスをとるため、共同研究プロジェクトや既存の二国間及び複数国間の枠組みを通じた協力を促進し深化させることとした。

○食料システムの変革

- ・我々の食料システムは、より良い世界のための我々の共有ビジョンを実現する力を有する。優良事例を基盤とし、科学とイノベーションに投資し、全ての人々を SDGsの達成に関与させなければならない。
- ・我々は、万能の解決策はないという意見で一致した。地域ごとの状況、アプローチ及び展望は多様であることを認識する一方、SDGsを実現するために、食料システムを適応させなければならない。
- ・多くの政府は、2030アジェンダに沿った形で、食料システムの変革を加速し、深化させることにコミットしている。人々の栄養、健康、幸福に貢献し、自然の回復及び保護に貢献し、気候に中立で、地域状況に適応し、人間らしい仕事と包摂的な経済力を提供する形態の、人口増加に対応可能な食料供給に焦点が当てられている。
- ・開かれた、差別のない、透明性のある、ルールに基づいた貿易は、より包摂的で強靱な食料システムの構築に不可欠である。また、国際的なサプライチェーンにおける課題があるにも関わらず、COVID-19は地域の食料システムの強靱性や食料の国際貿易の強靱性をも明らかにした。

5. 我々は、域内の食料、農林業への投資が世界標準を満たし、持続可能な責任ある開発を促進することを確保するための食料、農林業への責任ある投資促進のための実行戦略行動計画（ASEAN-RAI）の実施のための支援を評価した。
7. 我々は、農業分野へのデジタル技術の適用、農林業分野の気候変動への適応と緩和に対する自然を基盤とした解決策の適用及びバイオマスエネルギーにおける循環型経済の促進のために、ASEAN+3各国が、革新的で持続可能な農業生産と食料システムの達成のための地域活動において協力を強化することを推奨した。同時に、これらの目標に至るための万能な解決策はなく、各国の状況に合わせて取り組むものであることを認識する。

協力のためのアジア農業者グループ（AFGC）共同宣言 持続可能な食料システム-SDGsの実現に向けて-（抜粋）

2021年4月30日

1.すべての人に安全で栄養価の高い食料を供給

アジア・モンスーン地域の小規模・家族経営による農業は、食料安全保障、貧困・飢餓の撲滅、雇用促進、国土・自然環境の保全、伝統文化の発展など、非経済的な寄与を果たしていることを認識すべきである。とりわけ最も重要な作物であり、栄養価の高いコメに関して、土壌、水、その他の資源を保全し、この地域の将来的な食料需給を満たすため、耕畜連携によるコメの生産も含め、水田農業の持続的発展が奨励されるべきである。

2.持続可能な消費パターンへの移行

温室効果ガスの排出が少なく健康的な食事を行うため、その土地の風土や自然環境に根差す伝統料理や産地消を通じた持続可能な食生活や食育が推進されるべきである。また、農村での農産物生産を一層すすめるよう小規模・家族経営の農業者に対して明確な指針を示すことが求められる。

食品ロスおよび食品廃棄物を2030年までに半減すべく目標が設定されるべきであり、公平で持続可能な食料消費に対応するために必要な政策支援や投資が行わなければならない。また、目標達成に向けて、品質管理のための生産・収穫時の技術や冷蔵保存技術のほか、農業者から消費者までの効率的な流通ネットワークを築くための基礎的インフラ整備などを行う開発協力に焦点が当てられなければならない。

3.自然に対してポジティブな生産を十分な規模で促進

農業は温室効果ガスの排出量に影響を与えているとはいえ、二酸化炭素の貯留、水資源の管理、再森林化、その他の類似する重要な役割は、評価され、支援されなければならない。同時に、小規模・家族経営の農業者が、気候変動へ適応し、立ち向かえるよう支援するべきである。